

## 11. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

【学校教育法施行規則 172 条の 2 第 2 項関係】

### 教 育 目 標

#### <食物栄養学科>

- (1) 幅広い教養、食物栄養に関する専門知識及び技術を身につけ、優れた実践力を育成する。
- (2) 人の尊厳を大切にす豊かな人間性と食物栄養の専門職としての責任感・倫理観を育成する。
- (3) 社会の変化に適応でき、地域社会に貢献し、その発展に寄与できる人材を育成する。
- (4) 主体的に考え行動し、幸福な人生を自ら切り開いていく自立した態度と意欲を養う。

#### <幼児教育学科>

- (1) 幅広い教養、幼児教育に関する専門知識及び技術を身につけ、優れた実践力を育成する。
- (2) 人の尊厳を大切にす豊かな人間性と幼児教育の専門職としての責任感・倫理観を育成する。
- (3) 社会の変化に適応でき、地域社会に貢献し、その発展に寄与できる人材を育成する。
- (4) 主体的に考え行動し、幸福な人生を自ら切り開いていく自立した態度と意欲を養う。

### 教 育 方 針

本学は、自らの建学精神と教育理念に基づき、育成すべき人材像を明確にするために「卒業の認定に関する方針」を定め、それを実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うために「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定めた。そして、本学の教育を受けるにふさわしい学生を受け入れるための入学者選抜を実施するために「入学者の受入れに関する方針」を定めた。

#### <食物栄養学科>

##### 1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学に2年以上在籍し、所定の単位を修得した学生は、以下の到達目標に達した者であると認定し、卒業と同時に「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と社会人としてのマナーを兼ね備えている。
- (2) 食の専門家としての責任感と倫理観を持って、社会に貢献できる専門知識と技能を身につけている。
- (3) 多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を身につけている。

## 2 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

本学が掲げる教育目標を達成するため、以下の教育課程を編成する。更に栄養士、フードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、きのこマイスターの資格が取得できるように教育課程を編成する。

(1) 豊かな人間性、および幅広い教養を身につけるために、多様な分野から教養科目を設置する。

(2) 専門知識を身につけ、自ら考えて行動できる力をつけるために、以下の専門分野について学べる教育課程を編成する。

- ①社会生活と健康    ②人体の構造と機能    ③食品と衛生    ④栄養と健康  
⑤栄養の指導    ⑥給食の運営

(3) 講義、実験、実習、演習など、多様な授業形態で理論、技能および実践を学修する。

(4) 適性に合わせて学修計画を立ててキャリアを選択できるよう、4つの資格（栄養士、フードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、きのこマイスター）取得に必要な科目を配置する。

(5) 表現力、思考力、コミュニケーション能力などを実践的に学ぶ地域に密着したカリキュラムを設置する。

## 3 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

(1) 高等学校卒業程度の基礎学力を有し、自分の考えを言葉・文章として表現できる人。

(2) 食を食べること、食事を作ること、食に関することに興味がある人。

(3) 他者と良好な関係を築くことができ、基本的な生活力を持っている人。

(4) 意欲的にコミュニケーションをとり、協働できる人。

(5) 食生活と健康に関する専門性を、職場、家庭、地域社会の中で役立てたいと思っている人。

(6) 栄養士資格取得を目標に勉学する意志がある人。

## 4 学習成果

(1) 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と社会人としてのマナーを修得している。

(2) 食の専門家としての責任感と倫理観を持って、専門知識と技能を修得し、社会に貢献できる能力を身につけている。

(3) 多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を修得している。

## ＜幼児教育学科＞

### 1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学幼児教育学科に2年以上在籍し、所定の単位を修得した学生は、以下の到達目標に達した者であると認定し、卒業と同時に「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 情報リテラシーや言葉による表現力と幅広い教養及び自らを育て自立を図るため必要な能力を修得している。
- (2) 教育の原理と基本概念や教育事象に関する知識及び教育現場で必要となる専門的な知識と技術を修得している。
- (3) 各領域や保育等の指導内容や指導方法及びその基盤となる専門領域に関する知識や方法と技能を修得している。
- (4) 理論に基づいた総合的な実践方法と応用能力及び実践活動に主体的かつ創造的に取り組む態度を修得している。

### 2 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

本学が掲げる教育目標を達成するため、以下の教育課程を編成する。

更に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるように教育課程を編成する。

- (1) 豊かな人間性、および幅広い教養を身につけるために、多様な分野から教養科目を設置する。
- (2) 専門知識を身につけ、自ら考えて行動できる力をつけるために、以下の専門分野について学べる教育課程を編成する『専門基礎科目』、「専門基幹科目」、『専門展開科目』、「専門関連科目」及び「専門実習科目」の5つの科目区分を設定。
- (3) 講義、実習、演習など、多様な授業形態で理論、技能および実践を学修する。
- (4) 適性に合わせて学修計画を立ててキャリアを選択できるよう、資格取得に必要な科目を配置する。
- (5) 表現力、思考力、コミュニケーション能力などを実践的に学ぶ地域に密着したカリキュラムを設置する

### 3 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

- (1) 幼児教育や保育に対する強い興味や関心と学科教育に対する学習意欲を有している人。【意欲・関心】
- (2) 幼児教育を学ぶために高等学校までの主要科目について、基礎的な知識と学力を有している人。【知識・技能】
- (3) 多様な価値観を正しく認識することで、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられるコミュニケーション能力を備えた人。【表現・判断】

#### 4 学習成果

- (1) 情報リテラシーや言葉による表現力と幅広い教養及び自らを育て自立を図るために必要な能力を身につけている。
- (2) 教育の原理と基本概念や教育事象に関する知識及び教育現場で必要となる専門的な知識と技術を身につけている。
- (3) 各領域や保育等の指導内容や指導方法及びその基盤となる専門領域に関する知識や方法と技能を身につけている。
- (4) 理論に基づいた総合的な実践方法と応用能力及び実践活動に主体的かつ創造的に取り組む態度を身につけている。

### 各種資格について

#### <食物栄養学科>

栄養士、フードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、きのこマイスターの資格が取得可能である。

#### <幼児教育学科>

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得可能である。